

平成 21 年 4 月 17 日

保護者 様

京都府立海洋高等学校  
校 長 糸 井 博 則

平成 21 年度修学及び進学を支援するための援護制度について

援護制度について概要をお知らせしますので、申請を希望される場合や不明な点、相談等がありましたら本校事務室担当まで御連絡ください。

担 当	事務室 松井
電 話	0772-25-0331

## 1 京都府高校生等修学支援事業（別紙黄色の用紙参照） (貸与)

### (1) 資格

- ① 親権者、又は未成年後見人が京都府内に住所を有していること。ただし、申請者が成年であるときは、申請者本人が京都府内に住所を有していること。
- ② 勉学意欲があると認められること。
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④ 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。

### (2) 学校への申出期限

別紙裏面の申請締切日は、申請に必要な書類をすべて学校に提出する日です。申請に必要な書類、手引きを事務室で配付しますので、4月分からの貸与を希望される方は、4月30日(木)までに事務室まで御連絡ください。  
なお、年度途中でも随時申請は可能です。

### (3) 必要書類

- ① 申請書（事務室にあります。）
- ② 所得に関する証明書類（源泉徴収票・確定申告書の写しなど）
- ③ その他の関係書類（児童扶養手当証書の写しなど）

## 2 府立高校授業料減免

高等学校授業料1年間分が全額免除となります。（ただし、所得による審査があります。）詳細については後日生徒を通じて案内文書を配布します。

家計の急変等により、2学期、3学期からの申請もできますので、御相談ください。

## 3 日本学生支援機構大学等奨学金 (貸与)

大学や専修学校（専門課程）に進学を希望し、その進学先で奨学金の貸与を希望する生徒（3年生）が対象となります。

別途案内文書を配布します。

## 4 その他の制度

### (1) あしなが育英会(高校在學生用・大学予約用) (無利子貸与)

保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く。)、自死(自殺)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害を負った家庭の生徒が対象となります。

#### ※1 高校在學生

- ① 貸与月額：25,000円
- ② 学校への申出期限：1次：4月30日(木)、2次：8月31日(月)

#### ※2 大学予約

- ① 貸与月額：40,000円
- ② 学校への申出期限：6月5日(金)

### (2) 荒木信次記念交通遺児育英基金 (給付)

京都府立高等学校に在籍し、交通事故により扶養者を失い就学困難な状況にあるが、学業に前向きで品行方正な生徒が対象となります。

年額5万円の奨学金を修学中給付、ただし各学校1名のみ

※ 学校への申出期限…5月8日(金)

### (3) 舞鶴市育英資金 (給付)

高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校に在学し、人物に優れ、向学心にあふれ、経済的理由により修学が困難な生徒(ただし、申請書を提出する日の6ヶ月前から引き続き舞鶴市に住所を有する方の子弟であること。)が対象となります。

#### ※1 育英資金の種類と支給額

- ① 奨学金 月額14,000円
- ② 通学費補助金 通学定期運賃の1/2以内
- ③ 入学支度金 63,000円(1年生のみ)

#### ※2 学校への申出期限

第1次：5月8日(金)、第2次：6月5日(金)

### (4) 宮津市育英資金貸付制度 (無利子貸与)

来春、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校へ進学予定の中学生、又は現在高等学校等に在学中の生徒が対象となります。

#### ※1 貸付けの条件(次のいずれにも該当する方)

- ① 保護者が宮津市に1年以上住所を有していること。
- ② 学資の支出が困難であること。

③ 学業成績が良好であること。

※2 貸付額（無利子）

公立 月額 10,000 円以内

※3 申込み

毎年 11 月～12 月下旬にかけて、広報誌「みやづ」などで次年度の育英生を募集します。また学校からも案内を配布します。

(5) 大阪府育英会奨学金

(無利子貸与)

保護者が大阪府内に住所を有し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒が対象となります。

※1 貸与年額

年間授業料+100,000 円(その他教育費)の限度内で千円単位で必要最低限の金額

※2 学校への申出期限 4月30日(木)

(6) 京都新聞「愛の奨学金」

(給付)

※1 対象者 以下の①～③の項目すべてを満たす方になります。

① 京都府・滋賀県内に在住であること。

② 学校教育法による学校（高等学校、高等専門学校、大学、短期大学等）に就学する生徒であること。

③ 経済的に学費援助を必要とする方であること。

※2 給付額(高校生の場合)

年額 72,000 円(月額 6,000 円×12ヶ月)

※3 学校への申出期限 4月30日(木)